

今月の税務トピックス (定額減税調整給付金について)



税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)

はじめに

定額減税制度において、納税者（本人）、同一生計配偶者及び扶養親族の数から算定される定額減税可能額が、定額減税を行う前の所得税額・個人住民税所得割額を上回り、定額減税しきれないと見込まれる金額が生じる場合は、個人住民税を課税する市区町村から定額減税調整給付金が支給されます。

本稿では、定額減税調整給付金の概要と実務上の留意点について解説します。

I 支給対象者

定額減税の対象で令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）及び令和6年度分個人市民税の所得割額が定額減税額を上回る（定額減税しきれない者）を対象として、定額減税調整給付金が支給されます。

また、給付金は世帯単位ではなく、納税義務者（個人）への支給とされます。

なお、支給対象者には、定額減税調整給付金の支給に関する確認書等が送付されます。

II 定額減税調整給付金

定額減税調整給付金の算定は、次のとおりとされます。

- ① 所得税分控除不足額
所得税定額減税額可能額－
令和6年分推計所得税額＝ $\times \times \times$
- ② 個人住民税分控除不足額
住民税所得割定額減税可能額－
令和6年度分個人住民税所得割額＝ $\times \times \times$
- ③ ①＋②＝ $\times \times \times$ （1万円未満切り上げ）

III 具体的計算例

＜前提条件＞

- ・ 支給対象者：納税義務者本人＋配偶者＋扶養親族2人
- ・ 納税義務者本人の令和6年分推計所得税額（減税前）：39,500円
- ・ 令和6年度分個人住民税額：60,000円

＜定額減税調整給付金の計算＞

- ① 所得税分控除不足額
(30,000円×4人)－39,500円＝80,500円
- ② 個人住民税分控除不足額
(10,000円×4人)－60,000円＝
△20,000円 → 0円

- ③ ①＋②＝80,500円

→ 90,000円（1万円未満切り上げ）

IV 支給方法（例：江戸川区の場合）

① お知らせの送付

公金受取口座の登録をされている者又は過去の給付金事業等から区が独自で口座情報を有している者は、令和6年6月13日発送の「お知らせ」に記載されている内容に変更がない場合、特に提出書類はありません。令和6年6月27日に定額減税調整給付金が支給されます。

なお、口座を変更される場合には、「確認書類」の提出が必要とされます。

② 確認書の送付

公金受取口座の登録をされていない者又は区が独自で保有する口座情報を有していない者は、令和6年6月13日発送の「確認書」の内容を確認の上、オンライン又は紙による申請を行います。申請から概ね3週間程度で定額減税調整給付金が支給されます。

③ 申請期限

令和6年10月31日（木曜日）消印有効

おわりに

定額減税調整給付金は、令和6年分推計所得税額を活用しており、実額による算定ではないことを踏まえ、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後、調整給付に不足が生じる場合には、令和7年度に追加で不足分の給付が行われます。また、個人住民税の年税額が年度途中で修正されたことにより調整給付に不足が生じた場合も同様に令和7年度に追加で不足分の給付が行われます。なお、超過給付があった場合には、返済の必要はなく、所得税及び個人住民税は非課税とされます。

最後に、本稿では江戸川区ホームページを参照して定額減税調整給付金の支給方法を紹介しましたが、各市区町村でその対応は異なりますので、留意して下さい。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。